

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程（平成16年旭医大達第138号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) <u>最高情報セキュリティ責任者</u>	(1) <u>学長が指名する副学長又は学長補佐</u>
(2) <u>全学情報システム管理者</u> （新設）	
(3) <u>情報システム管理者（大学及び病院）</u> （新設）	
(4) 図書館長	(2) 図書館長
(削除)	(3) <u>情報基盤センター長</u>
(5) 研究技術支援センター長	(4) 研究技術支援センター長
(削除)	(5) <u>経営企画部長</u>
(6) 遠隔医療センター長	(6) 遠隔医療センター長
(7) <u>事務局長</u> （新設）	
(削除)	(7) <u>事務局企画調整役（総務・教務担当）</u>
(削除)	(8) <u>事務局次長（病院担当）</u>

(削除)

- (8) その他委員長が必要と認めた者
(略)

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月19日から施行する。
2 この規程の施行の際、現に情報セキュリティ委員として情報基盤センター運営委員会委員から選出されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

【改正理由】

本学の情報システム体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

(9) 情報基盤センター運営委員会規程第3条第1項のうち第6号から第9号及び11号に定める委員

- (10) その他委員長が必要と認めた者
(略)